

# 東京都沿岸漁業改善資金貸付基準

- 54 労経農水第1353号  
昭和 54年12月 7日
- 改正 55 労経農水第1069号  
昭和 55年11月 5日
- 改正 元 労経農水第 817号  
平成 2年 1月23日
- 改正 4 労経農水第 677号  
平成 4年12月21日
- 改正 6 労経農水第 208号  
平成 6年 6月 3日
- 改正 20 産労農調第1307号  
平成 21年 3月31日
- 改正 22 産労農調第 81号  
平成 22年 7月14日
- 改正 23 産労農調第 494号  
平成 23年 3月27日

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年東京都規則第145号。以下「規則」という。）により行う沿岸漁業改善資金の貸付けは、同規則によるほか、この基準によるものとする。

第1 規則第3条第1項第3号の知事が別に定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- ア 金融保険業（日本標準産業分類における金融業及び保険業をいう。）を営む場合
- イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6箇月を経過していない場合
- ウ 暴力的不法行為者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号の暴力的不法行為を行う者をいう。）が申し込んだ場合又は申込みの際し金融あっせん業等を営む第三者（資金の借受けをする当事者以外で、当該融資の斡旋を行う第三者全てをいう。）が介在する場合
- エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

第2 経営等改善資金の種目ごとの借受資格

経営等改善資金を借り受けることができる者は、その種目ごとに次のとおりとする。

資 金 の 種 目	借 受 資 格
1. 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者及び促進事業者（規則第1条の2に定める認定中小企業者及び促進事業者であって、第

	1に掲げる場合に該当する者を除く。以下同じ。)
2. 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ
3. 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ
4. 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ
5. 新養殖技術導入資金	1と同じ
6. 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営み又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営み又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合は除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者及び促進事業者
7. 環境対応型養殖業推進資金	6と同じ
8. 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）
9. 救命消防設備購入資金	8と同じ
10. 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ
11. 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ
12.	8と同じ

漁具損壊防止機器等購入資金	
13. 特 認 資 金	8と同じ

第3 生活改善資金の種目ごとの借受資格

生活改善資金を借り受けることができる者は、その種目ごとに次のとおりとする。

資 金 の 種 目	借 受 資 格
1. 生 活 合 理 化 設 備 資 金	沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業の活動に従事する者
2. 住 居 利 用 方 式 改 善 資 金	1と同じ
3. 婦 人 ・ 高 齢 者 活 動 資 金	沿岸漁業の従事者（婦人又は60歳以上の高齢者）の組織する団体（現に沿岸漁業に従事しているものがその構成員の過半数を占めているもの）

第4 青年漁業者等養成確保資金の種目ごとの借受資格

青年漁業者等養成確保資金を借り受けることができる者は、その種目ごとに次のとおりとする。

資 金 の 種 目	借 受 資 格
1. 研 修 教 育 資 金	青年漁業者（16歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業の労働に従事する者（16歳以上50歳未満の者に限る。）及び沿岸漁業の労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者
2. 高 度 経 営 技 術 習 得 資 金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3. 漁 業 経 営 開 始 資 金	2と同じ

第5 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
--	------------	------------

第 1 回 第 2 回 第 3 回	7 月末日 1 0 月末日 1 月末日	8 月末日 1 1 月末日 2 月末日
-------------------------	---------------------------	---------------------------

附 則

1. この基準は、昭和 5 4 年 1 1 月 1 2 日から適用する。

附 則

1. この基準は、昭和 5 5 年 9 月 2 0 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 2 年 1 月 2 3 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 4 年 1 2 月 2 1 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 6 年 6 月 3 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 2 2 年 7 月 1 4 日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成 2 3 年 3 月 2 7 日から適用する。